

# 会 議 録

承認			幹 事				書 記		
会 長	中井委員	堀野委員	まちづくり 推進部長	都市計画 課 長	政策企画 課 長	建設指導 課 長			
11/10	11/24	11/19							
《開催日時・場所》			平成 27 年 11 月 6 日（金曜日）15：00～16：00 岸和田市役所新館 4 階 第二委員会室						
《名 称》 平成 27 年度 第 2 回岸和田市都市計画審議会									
《出席者》（審議会委員出欠状況）									
岡田	尾崎	川崎	小岡	杉本	須藤	道齋	友永	仲井	中井
○	×	○	○	×	○	○	○	○	○
堀野	牧	水谷	宮川	安川	山田	山本	雪本	吉田	/
○	×	○	○	×	×	○	○	×	
（委員 19 名中、13 名出席）									
<p>根末副市長</p> <p>事務局：幹 事：大井まちづくり推進部長、赤坂都市計画課長、藤浪政策企画課長、福井建設指導課長</p> <p>書 記：都市計画課：古門、森田、小竹、酒井</p>									
《傍聴者》 0 名									
《概 要》									
<p>■諮問事項</p> <p>1. 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更（岸和田市決定）について</p> <p>■報告事項</p> <p>1. 用途地域等の変更について</p> <p>■その他</p> <p>1. 都市計画道路の変更について</p> <p>2. 岸和田市環境保全条例の改正について</p> <p>3. 南部大阪都市計画区域マスタープランの改定について</p> <p>4. 次回の都市計画審議会の公開・非公開について</p>									
《内 容》									
<p>■岸和田市審議会等の会議及び会議録の公開に関する条例等について</p> <p>（会 長）平成 27 年度第 2 回都市計画審議会の会議録承認者として中井委員と堀野委員の 2 名を指名。</p> <p>■諮問案件</p> <p>1. 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更（岸和田市決定）について</p> <p style="padding-left: 20px;">南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について、事務局より説明。</p> <p>【質疑の概要】</p> <p>（委 員） * 買取申出において、市が買い取らない理由はあるのか。</p> <p>（事務局） * 庁内の事業関係課に買取について照会を行ったが、買取意向が無かったためである。</p> <p>（委 員） * 買取申出における買取希望価格はどのように決まっているのか。</p> <p>（事務局） * 買取申出の法定様式の項目に買取希望価格の記入欄があり、買取申出者の自由意思で記入する為、金額の制限等はない。</p>									

\*参考に今年度の諮問対象 35 筆の買取申出について、記入方法は総額や平米単価等様々だが、平均すると平米単価で約9万円であった。

(委員) \*市街化区域の土地としては妥当な価格かもしれないが、農地として売買するなら価格が高くないか。

(事務局) \*あくまで個人の買取希望価格であり、現実的には両者の合意があって売買されるので、お互いの話し合いの中で価格が決まる。

(会長) \*ここ数年で買取された事例はあるのか。

(事務局) \*ここ数年で買取された事例はない。

(会長) \*本日の諮問事項である生産緑地地区の変更については、原案のとおり同意することとして宜しいか。

(各委員) \*了承。

【答 申】

第1号議案について、原案のとおり同意する。

## ■報告事項

### 1. 用途地域等の変更について

用途地域等の変更について事務局より説明。

【質疑の概要】

(委員) \*説明会で固定資産税についての質疑があり、近隣商業地域に変更する地区で固定資産税が上がるということだが、説明会において混乱等は起きなかったか。

(事務局) \*説明会の参加者から、反対意見は無かった。

(会長) \*本日説明のプロセスに従い手続きを進め、次回の本審議会で諮問するということである。

## ■その他

### 1. 都市計画道路の見直しについて

現在、大阪府が都市計画道路の見直しを進めている都市計画道路岸和田土生郷修斉線について、大阪府が都市計画案の縦覧を10月5日～19日に行った結果、縦覧者0名、意見書1通が大阪府に提出された。

また大阪府から本市に意見照会がされており、沿線町会等地元住民の声を十分に反映した上で意見を作成して回答し、今後の進め方について大阪府と調整を行う予定である。

大阪府との調整内容については、本審議会委員に後日改めて報告し、次回本審議会において諮問させていただく。

### 2. 岸和田市環境保全条例の改正について

都市計画の用途地域と関連のある環境保全条例の日照確保事項に基づく日影規制について、現在改正の手続きが進められている。

条例改正案については、本市環境保全課において11月4日～12月4日迄パブリックコメントを実施中であり、今年度末に条例改正の予定と聞いている。

### 3. 南部大阪都市計画区域マスタープランの改定について

今年度改定予定の南部大阪都市計画区域マスタープランについて、本市関連事項として大阪府による埋立事業中の岸之浦地区の一般保留フレームの継続があり、次回本審議会で諮問予定である。

#### 4. 次回都市計画審議会の公開・非公開について

次回開催候補日について、以下のとおりとし、併せて公開について了承を得た。

\* 次回開催候補日；平成 28 年 1 月 22 日（金曜日）

\* 諮問予定案件；①南部大阪都市計画区域マスタープランの変更について

②用途地域等の変更について

③都市計画道路の変更について